

緊急事態宣言発令に伴う対応について

国の緊急事態宣言発令に伴い、東京都教育委員会及び板橋区教育委員会の方針に基づき、本校では下記のように対応します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 学校行事等について

(1) 体育大会(運動会)について

◆緊急事態宣言が解除された場合

・5月29日(土)に実施します。

*5月29日(土)は、4時間授業(給食あり)とし、5月31日(月)を振替休業日とします。

◆緊急事態宣言が5月29日以降まで延長された場合

・5月29日(土)の実施は、中止とします。

*5月29日(土)は週休日、5月31日(月)は通常授業とします。

・体育大会(運動会)は、6月に学年ごとに実施日を決めて行います。詳細は、後日便り等でお知らせします。

(2) 離任式について

- ・5月21日(金)に式の方法を変更して実施します。感染防止対策として、一同に集まることはせず各教室で行います。1年生は5時間授業、2年生から6年生までの児童は6時間授業とし15時頃下校となります。

(3) クラブ活動・委員会活動について

- ・緊急事態宣言発令期間中は、実施しません。児童は5時間授業で14時10分頃下校します。

(4) 土曜授業プランについて

- ・5月15日(土)は土曜日授業(3時間授業)とし、保護者参観は中止とします。

(5) はたらく消防写生会について

- ・感染症防止対策を徹底して実施します。
*校庭で実施することと学年の人数が少ないことで実施可能と判断しました。

2 その他

- ・今後の感染状況により、更に変更等が生じることがあります。その際は、引き続き迅速にご連絡いたします。
- ・ご家庭におきましても手洗い等の徹底、規則正しい生活による免疫力向上等の対策をよろしくお願い致します。
- ・今週末よりゴールデンウィークとなりますが、不要不急の外出は避ける等、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

問い合わせ先
板橋区立新河岸小学校
副校長 橋本 暁
03-3936-8521